

令和4年2月18日

保護者の皆様

こども教育保育課長
(公印省略)

通常保育を休止し特別な事由に限定した保育の終了について

【第75報】

平素より新型コロナウイルス感染症予防対策に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

みだしのことについて、今般、本市の就学前教育保育施設における感染者数及び休業園数は、一時と比較し減少していること、沖縄県による学校・保育等における検査体制の強化、抗原定性検査キットを活用したエッセンシャルワーカーの健康観察期間の短縮、園が休業となった場合の代替保育の提供状況等を総合的に勘案の上、当面の間、以下のとおりの対応とし、【第72報】に基づく特別保育については、2月20日(日)を以って終了いたします。

※本決定事項は、2月18日現在であり、感染状況等により変更があり得ることを申し添えます。

記

- 1 基本的な感染症対策や園児・職員の健康管理を徹底した上で、通常保育といたします。
- 2 県外との往来について、沖縄県新型コロナウイルス感染症対策の基本方針に基づき対応をお願いいたします。
- 3 園児の体調管理を徹底し(検温観察シートの活用)、風邪症状等がある場合は、主治医に相談し、登園についてはご検討下さい。また、園児の同居家族に濃厚接触者、もしくは、PCR検査対象者、体調不良の方がいる場合、十分に体調管理を行ってください。
- 4 園児が感染者、濃厚接触者または接触者となった場合、こども教育保育課と保健所で調整の上、従前の対応とし、休園や登園を控えた場合の保育料等については減免等の対象となります。
- 5 国の通知において、保育所等における感染症対策として、保護者向けにマスク着用や大人数での行事の見合わせ等の他、発達状況等からマスクの着用が無理なく可能と判断される児童については可能な範囲で、一時的に、マスク着用を推奨する(満2歳未満児には推奨しない。子どもや保護者の意図に反して無理強いしない)等が示されております。オミクロン株の特性を踏まえた感染症対策にご理解くださるようお願いいたします。

那覇市こども教育保育課・指導 G
電話：861-2113